

日本学術会議会員の任命拒否に対する抗議声明

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

2020年11月18日
日本キリスト改革派教会
大会 宣教と社会問題に関する委員会
委員長 弓矢健児

2020年10月1日付で実施した日本学術会議会員任命に際し、菅義偉内閣総理大臣（以下、菅総理大臣）は、日本学術会議が推薦した105名中99名のみを任命し、あとの6名の任命を拒否しました。これは、「日本学術会議法」の趣旨に反する違法な行政事務行為であり、「学問の自由」への侵害です。さらにその違法行為について、菅総理大臣は国民が納得できる説明を一切行っていません。したがって、私たちは、以下の理由から、この違法行為に強く抗議するとともに、法に従った任命行為を行うよう要求します。

1. 日本学術会議法を否定する違法行為

今回の菅総理大臣による任命拒否は、明らかに「日本学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する」と定める「日本学術会議法」第7条2項に抵触する行為であり、ひいては、日本国憲法第73条第4号における「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること」との定めにも反する違法行為です。なぜなら、日本学術会議法では欠格事由が規定されていません。したがって、今回の行為は、法的には想定されていない「任命拒否」であり、同時に、候補者選定の違法な裁量行為です。

2. 日本学術会議の独立性と「学問の自由」を否定する違法行為

日本学術会議は、戦時下における科学者の戦争協力への反省から生まれ、その設置時より政治や行政からの「独立」を前提とした学術コミュニティ（アカデミア）です。それ故、政府がその人事に介入することは、その独立性を奪う行為にほかならず、当事者を委縮させ、多様な意見、特に政府の意に反する意見の封殺を招きかねません。それは、憲法の保障する「学問の自由」（日本国憲法第23条「学問の自由は、これを保障する」とある通り、そこには一切の条件が付されていない）の原則にも抵触するものです。これまで日本学術会議のみならず、多くの学会や団体から提出されている抗議と任命実施の要求は、この「学問の自由」に裏打ちされた正当な抗議であり、要求です。

2012年12月に成立した安倍政権は、長期にわたって日本国憲法の土台である立憲主義の原則をないがしろにしてきました。さらに、日本学術会議に対して、原発政策への反対と軍事研究の反対の故に、強い対立姿勢を保持してきたことは周知の事実です。しかし、日本学術会議の諸提言は、学問的良心に基づいて表明されたものであるが故に、国家行政上も尊重されなければなりません。私たちは、今回の菅総理大臣による任命拒否が、行政権力による「学問の自由」の原則の蹂躪、という文脈で実施された意図的な違法行為であることについて、強い憂慮の念を抱くものです。

私たち日本キリスト改革派教会は、従来より国家に対して「あらゆる国民の諸権利を公平に守り、公共の平和を確立する義務がある」と強く主張してきました。私たちは、過去の総力戦体制期の経験から、この行政上の違法行為が、今後、日本国憲法に保障された国民の基本的人権に関わる諸権利を容易に篡奪してしまうような政治・行政の体制づくりへと繋がっていくことを、強く懸念し、そのような時代の到来を強く危惧します。

よって、私たちは、菅総理大臣が、日本学術会議の要望する、1)「任命拒否」の経緯と理由を丁寧に分かりやすく説明することと、2)「任命拒否」した6名の候補者をすみやかに任命すること、という二点について、これを早急に実行し、かつ今後の行政事務行為や政策遂行において、日本国憲法に則った公正な政治を行うよう強く求めます。